主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告人の上告理由について。

新株引受権を株主以外の者に付与することについては株主総会の特別決議を要す るのであるが、既に取締役会の決定に基づき対外的に会社の代表権限を有する取締 役が当該新株を発行したものであるかぎり、右第三者引受についての株主総会の特 別決議がなされなかつたことは、新株発行無効の原因となるものではないと解すべ きである。けだし、新株の発行は、元来株式会社の組織に関するものではあるが、 授権資本制度を採用する現行商法が新株発行の権限を取締役会に委ねており、たゞ 株主以外の者に新株引受権を与える場合には、株式の額面無額面の別、種類、数及 び最低発行価額について株主総会の特別決議を要するに過ぎないものとしている点 等にかんがみるときは、新株発行は、むしろ、会社の業務執行に準ずるものとして、 取り扱つているものと解するのを相当とすべく、右株主総会の特別決議の要件も、 取締役会の権限行使についての内部的要件であつて、取締役会の決議に基づき代表 権を有する取締役により既に発行された新株の効力については、会社内部の手続の 欠缺を理由にその効力を否定するよりは右新株の取得者および会社債権者の保護等 の外部取引の安全に重点を置いてこれを決するのが妥当であり、従つて新株発行に つき株主総会の決議のなかつた欠缺があつても、これをもつて新株の発行を無効と すべきではなく、取締役の責任問題等として処理するのが相当であるからである。 このことは、既に当裁判所判例の趣旨とするところである(当裁判所昭和三二年(才)第七九号同三六年三月三一日第二小法廷判決判例集第一五巻六四五頁)。論旨 は、右と異なる見解に立つて原判決を非難するものであるから、採用できない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第二小法廷

裁判長	裁判官	奥	野	健	_
	裁判官	草	鹿	浅之	介
	裁判官	城	戸	芳	彦
	裁判官	石	田	和	外

裁判官山田作之助は外国出張につき署名押印することができない。

裁判長裁判官 奥 野 健 一